

## ICTサービス安心・安全研究会

改正個人情報保護法等を踏まえたプライバシー保護検討タスクフォース（第6回）

平成28年5月12日

1 日時 平成28年5月12日（木）14:00～16:00

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者（敬称略）

### ○構成員

新美主査、宍戸主査代理、東構成員、板倉構成員、小林構成員、佐藤構成員、新保構成員、村上構成員（高崎構成員代理）、森構成員、高橋構成員

（欠席：長田構成員、石井構成員、田中構成員）

### ○オブザーバ

立石オブザーバ（（一社）日本インターネットプロバイダー協会）、丸橋オブザーバ（（一社）テレコムサービス協会）、矢橋オブザーバ（（一社）電気通信事業者協会）、杉オブザーバ（（一財）日本データ通信協会）、中井オブザーバ（（一社）情報通信ネットワーク産業協会）、個人情報保護委員会事務局（遠藤上席政策調査員）、消費者庁消費者制度課（長窪課長補佐）、経済産業省商務情報政策局情報経済課（角田課長補佐）

（欠席：山本オブザーバ（（一社）日本ケーブルテレビ連盟））

### ○プレゼンター

三菱総合研究所 福島 直央氏・安江 憲介氏、デロイトトーマツ リスクサービス株式会社 大場 敏行氏、株式会社NTTドコモ 奥村 浩之氏、KDDI株式会社 永谷 将氏、ソフトバンク株式会社 東海 哲行氏、NTTブロードバンドプラットフォーム株式会社 内田 大誠氏

### ○総務省

大橋電気通信事業部長、吉田データ通信課長、吉田消費者行政課電気通信利用者情報政策室長、神谷消費者行政課課長補佐、渡邊消費者行政課専門職

#### 4 議事

##### (1) 開会

##### (2) 議題

① 「位置情報に関するプライバシーの適切な保護と社会的活用の両立に向けた調査研究」について

##### ② 構成員等からの報告

- ・東構成員（スマートフォンアプリに係るプライバシー保護について）
- ・小林構成員（諸外国におけるパーソナルデータ流通のための自主規制ルールづくりの動向）
- ・三菱総合研究所（IoTに係るプライバシー上の課題等に関する諸外国の状況について）

##### ③ 自由討議

##### (3) 閉会

#### 5 議事要旨

##### ① 森構成員から資料1等について説明

<説明の概要>

- ・ 9 ページ目、佐藤構成員から御意見をいただいた各ユースケースにおけるリスク評価の概要について、もともとは①防災、②交通、③商用、④観光としていたが、それぞれの分野についての一般的な話であるかのような誤解を招いたので、単に①②③④という記載にしている。
- ・ 10・11 ページ目、k-匿名性がリスク評価の一部である旨等を明確にしている。
- ・ 位置情報プライバシーレポートの際の受容性調査の結果を参考として追加
- ・ 前回会合での小林構成員からの生活圏の排除の際に除外しているのは具体的にどのようなデータかという前回会合での御質問については、空港付近のメッシュに日中と夜間の一定の時間とどまり続けるというようなデータについては、その付近に生活圏がある、自宅か勤務地があるというものとして除外をしている。
- ・ データの匿名化に当たって、位置情報に加えて属性情報も取り扱いの対象としているところ、その場合、kの値を決める際に位置情報と属性情報を別々にしているのか、それとも全体としてk-匿名化をしているのかという前回会合での御質問については、本実

証では全体としてk-匿名性を検討している。

- データの有用性はどのように計測したのか、共通の閾値を設定したのかという前回会合での御質問については、共通の閾値を設定するということをしておらず、有用性はユースケースごと、目的状況に応じて個別に検討を行った。
- W i - F i を使える端末を持った人がアクセスポイントの近くに行ったら情報が取得されるのではないか、それについての説明をしたのかという前回会合での御質問については、本実証では、アクセスポイントの近くに行った場合に取得できるW i - F i のプローブ情報は使っていない。
- 受容性調査について、利用者の回答は、誰に情報を提供するかによって変わってくるのと考えられるところ、調査の際にはその点に何か前提をつくって聞いたのかという前回会合での御質問については、誰に提供するかということの特段限定せずに質問をしている。本受容性調査は、不安を感じる層に対して丁寧に説明すべき内容を明らかにするためのものであり、不安を感じるポイントがどこかということや、個別同意と包括同意による受容性の違いに主眼を置いて実施したものであるため、それほど大きな影響はなかったのではないかと考えている。
- ユースケースの類型ごとにkの値が論じられているが、kの値というのはユースケースの類型で決まるものではないという前回会合での御指摘については、全くその通りであり、既に説明したとおり、資料のうち、誤解を与える箇所を修正している。
- 公的統計の場合には一般的に、データ取得と公表までの期間がリスク指標に含まれていて、これがないのは不適切であるという前回会合での御指摘については、一般的には御指摘のとおり。今回の各実証実験では、データの取得から短期間で分析結果を公表、第三者提供することを想定していなかったため、そのようなリスク評価の指標を入れていなかったもの。用いるべき評価指標としては9番目に「データ取得と公表までの期間」が入るのだと思うが、実証実験の報告としては記載していない。このような指標が必要である旨は、タスクフォースの報告書等を書いていただくのが良いのではないかと考えている。

#### 【高橋構成員】

- 今回の実証研究について、データが分析・公表されているのは非常に貴重な取組だと考えている。その上でやはり、位置情報のデータがどのような形式であればプライバシーに安全な形で提供できるかというのは、一つ一つ検討していかなければならないので、貴重な

事例を報告して頂いてよかったと思う。場所や時間や性別や年代といったものを組み合わせて、その組み合わせでさらに移動履歴を加味した場合でも、個々のプライバシーが守られつつ、行動の分析ができるということが今回の報告で明らかにされた。当然、プライバシーを守るため、匿名の度合を上げると、そのデータの有用性が下がるということが一般的に指摘されるが、本実証においても両者のトレードオフの関係は出ており、ものによっては安全性を高めるためにデータの粒度をより粗いものにしたところ、有用性が下がるようなものも出てきている。そのようなものに関する取扱いや有用性と安全性のバランス等については引き続き検討していく必要があると思う。

#### 【佐藤構成員】

・いわゆる統計データ等におけるk-匿名性の、kの値の議論というのは、なかなか見ることがない。実際、国の統計でもk-匿名性を維持しているものの、kの値を必ずしも公表しているわけではないという状況がある。また、k-匿名性のkの値というのは、学術コミュニティの場合には個人の特特定、またはプライバシーが守られているかどうかの観点で評価をすることが多く、有用性の観点でkの値をあまり議論することがなかったように思われる。その中で、本調査は個人特定やプライバシーの面、同時に有用性の観点からk値を評価しているという点で非常に評価できるものではないかと思っている。前回の指摘部分についてもご説明頂き感謝申し上げます。

・今回はデータそのものに対してk匿名性を評価されているが、例えば移動履歴であれば出発点と目的地、また、移動途中においてプライバシーに対する考え方は違うというケースもあるため、データの保護と有用性はトレードオフになるが、状況に応じてそれは変動することもあり、より細かい匿名化の仕方の検討が必要になると考えられる。

・個人の行動にかかわるようなデータの公表や利活用に関しては国の統計をはじめとして、いわゆる国家統計、また経済統計と呼ばれ、かなり知見が蓄積されているため、今後、国家統計等に関わっている方の知見を我々が知ることができると、より精緻な議論ができるのではないかと思う。

#### 【森構成員】

・そもそもこの協議会の実証実験自体、位置情報プライバシーレポートの宿題に応えるも

のという位置づけであり、その意味では位置情報プライバシーレポートで示された通信の秘密について十分な匿名化を前提に、また、包括同意等を前提にすれば安全に利用できる、その具体的な中身はどうかということ実証した。位置情報プライバシーレポートは電気通信事業者ガイドライン別巻のような位置づけであったが、今回、電気通信事業者ガイドラインを改定するということがこのタスクフォースのテーマになっていることから、通信の秘密についての十分な匿名化の水準や包括同意の観点から、ガイドライン上に位置情報プライバシーレポートを位置づけるのが適切なのではないかと考える。その上で電気通信事業者ガイドラインの性質上、詳細なルールについては個人情報保護法の匿名確保情報のように、マルチステークホルダープロセスで構築していくという考え方も挙げられ、今後の十分な匿名化を前提とする利活用に向けた方向を電気通信事業者ガイドラインの位置情報の規定の中に入れて頂ければ幸い。

## ② 東構成員から資料2について説明

### 【新保構成員】

・スマートフォンプライバシーイニシアティブを公表してから既に5年が経過しており、世界的にスマートフォンが広く普及している状況と思う。同時に、スマートフォンを介してさまざまなアプリが利用されており、情報通信分野においても、情報のやりとりのかなりの部分がアプリを介しているという現状があるかと思う。このように自主的に取組を行って、さらに細かく積極的に取組を実施したいという意思がある一方で、例えばプライバシーポリシーの掲載等については、現行の個人情報保護法や改正個人情報保護法においても、個人情報取扱事業者の法的な義務として定められていない。実効性のあるプライバシーポリシーの掲載については、現状では例えばプライバシーマークを取り扱っている事業者がJIS Q 15001に基づいて掲載しているプライバシーポリシーがあるが、法的な義務としてプライバシーポリシーというものが必ずしも掲載が義務づけられていないという現状がある。諸外国の例を見てみると、例えばアメリカなどは、言っていることとやっていることが違うということについて不公正または欺瞞的取引による規律（FTC 法第5条）等に基づく処分の対象になるため、ある程度強制力を持って実効性が担保されている。我が国においても、例えば景品表示法をはじめとして個別の法令において表示義務を課している場合等もあり、このような事例を踏まえて考えてみると、プライバシーポリシーの掲載について法令に基づく義務として定めるということについては、社会的にも理解が得

られる状況になっているとは考えられないものの、現状のアプリを介してこれほど多くの情報が取り扱われている状況に鑑みると、情報の取扱いにおける透明性の確保として重要なのが、やはりポリシーの掲載であると考えられる。そうすると、ポリシー形成の実効性を高めるために、自主的な取組を推進するということが今後も必要になってくると考えられるが、その根拠として自主的な取組の礎となる、例えばガイドラインに明記をするということも含めて、いかに実効性あるプライバシーポリシーの掲載を行うのかということを検討すべき段階に来ているのではないかと考えている。

#### 【森構成員】

・SPIは策定してから既に5年が経過しているが、当初は適法性に関するガイドラインとして作成しており、法的義務とはいえなくても、一定の情報をこっそり取得するとプライバシー侵害になる可能性があるため、それを防ぐために、SPIを作成した。この実態に即して言えば、例えば適格消費者団体が、スマートフォンでユーザーの情報を抜き取るのはプライバシー侵害ではないのかと集団訴訟をおこし、これは権利侵害だということになると、事業者側でも大混乱になることが想定される。実効性が保たれないと事業者でも大混乱になるということ。このため、SPIを個人情報保護ガイドラインに位置づけていただくのがいいのではないかと思う。

#### 【小林構成員】

・SPIと似た取組として、NTIAでも透明性に係る行動規範作成している。掲載・表示する内容だけではなくて、掲載した後どのように同意を取得して、消費者にどのような選択機会を与えるのか、あるいはそのタイミングはどうあるべきか、という点が議論になるかと思う。

・SPIの中では、アプリケーションプライバシーポリシーというものを一般的なプライバシーポリシーとは別に分けて定義されていたが、今、ビジネスの世界ではどちらかというとプラットフォームを志向する傾向が強く、個別のアプリというよりは全体的なサービスがあり、その中でそれぞれの個別のサービスがあるという傾向になっているため、個別のアプリに対するプライバシーポリシーを書き分けるのが非常に難しいと思われ、大手の事業者からはよく聞かれる声かと思う。大手のプラットフォームは海外勢も含めて包括的な、全体的なプライバシーポリシーを掲載して、それを全面的に押し出してくるという

ようなグローバルなトレンドがある中で、日本だけ個別のプライバシーポリシーを掲載して、一般的なプライバシーポリシーと分けなければならないというのは、どこかで何か調整が必要になってくるのだと思う。包括的なプライバシーポリシーであっても、個別に通知を行い、同意を取得するという行為が伴っているのであれば、適切なものとする、という考え方もあっていいのではないか。

・一点質問だが、この調査の対象には、国内のアプリ業者のほかにグローバルのプレーヤーも含まれているのか。含まれていた場合に、日本のアプリケーションプロバイダーと海外のプロバイダー勢で差異があるのか。

→【東構成員】

・今回の調査では国内のアプリを対象としていたが、一昨年度・昨年度の調査では海外のアプリケーションも全部対象に比較しており、日本では、そもそもプライバシーポリシーが適切に掲載されていなかったという事実もわかった。その経緯もあり、今回、国内にフォーカスして調査を行った。

【佐藤構成員】

・スマートフォンのアプリケーションは他のアプリケーションソフトウェアと大きく違い、比較的単価が安く、そのために、世界中で展開して売ることが多くある。今回、例えば国産のアプリに関しても、海外で当然売ることが想定されるため、海外のプライバシーポリシーについても何らか国で調査をするなり動向を調べるということも重要だと思われる。また、今回の個人情報保護法の改正で、いわゆるグローバル化の対応ができたという経緯もあるので、日本の個人情報保護に係る状況を踏まえた形で新たな調査なり方針を出されたらよいのではないかと考える。

→【東構成員】

・SPIを作成した際には厳しい内容として作成したという経緯があるが、時代に合った形でどのようにSPIを改定していくのか、より具体的なやり方等々の詳細を明記していくというところを議論すべきだと考える。

③ 小林構成員から資料3について説明

【板倉構成員】

・モバイルアプリについて、詳細画面と簡易通知画面をご提案頂いているが、メンテナン

スの際に簡易版と中間版と全体版と作成すると全部メンテナンスしなければならないかと思う。各々の画面を手で更新していかなければならない点について、運用上、何か困った大変だったという話はあるか。

→【小林構成員】

・簡易版と詳細版は別々に作成されているが、かなりの部分は連動していて、ドリルダウンして広がる（蛇腹形式に広がる）等の対応があり、実は一体的に表示できるように対応されている場合等もある。

→【板倉構成員】

・手で書いて手で直すとなると、最初の改定で挫折することが予想されるので、その対応については取り入れていったほうがいい。

【新美主査】

・F T Cは公正な取引という言葉でもって消費者領域では関係業界とコード・オブ・コンタクトについて認証するというシステムをとっているが、ここではマルチステークホルダーのグループとF T Cとの間に何らかの交渉や、かかわり合いはあるのか。

→【小林構成員】

・資料のスライド7のマルチステークホルダープロセスというのは、実は公聴会のような場であり、全体で10回以上開催されていたと思うが、ここにF T Cが参加し行動規範に対してリマークを行い、一定程度の影響力を確保する。

④ 三菱総合研究所 福島氏から資料4について説明

【宋戸主査代理】

・質問が二点。一点目に、スライドの29ページの韓国の事例が大変興味深い。それぞれのエンドユーザーが位置基盤サービス事業者に同意を与えると、この事業者がさまざまな位置情報事業者から情報を持っていくことができるということで、昨今話題の代理機関を連想させる仕組みだが、そのイメージなのか。二点目に、なぜ韓国で、特に位置情報だけこのような仕組みができていいのか、あるいは、他の分野や他の情報についても、代理機関論のような議論があるのか。そのような議論がなければ、なぜここだけ突出しているのか。

→【三菱総合研究所（福島氏）】

- ・一点目について、サービス内容について同意を取らなければならない一方で、包括的同意を取っているわけではないので、そういう意味では代理機関とまでは言えないのかと思う。

- ・二点目について、2005年ごろに位置情報サービスが今後発展するのではないかという傾向があり、それを受けて作成したということになるのかと思う。他の分野でこのような仕組みがあるかという点については、我々としては把握していない。

#### 【村上構成員】

- ・韓国の事例について。一点目に、位置情報事業者は正当な理由なく提供を拒絶することができないとなっているが、この規定に違反すると罰則があるのか。二点目に、このようなサービスは実際に盛んに使われているのか。

#### → 【三菱総合研究所（福島）】

- ・一点目について、2千万ウォン以下の過怠金に処せられる
- ・二点目について、位置基盤サービス事業者は登録制であり、数百の事業者がある。

### ⑤自由討議

#### 【板倉構成員】

- ・位置情報プライバシーレポートを電気通信ガイドラインに入れていきたいという話になっていて、かつ、個人情報保護指針は認定個人情報保護団体を活用するという話が出ている。実際に事業者の立場に立ってみると、委員会が確認するのはこの法律の規定の趣旨に沿った個人情報取扱指針かどうかという点のみであり、仮に位置情報関係が電気通信ガイドラインに入ってくると、委員会は口を出さないという整理になる。そうすると、事業者側としては委員会か、総務省か、どちらに問い合わせた方がいいのかという疑問が当然に発生し、最初のうちは役割分担がはっきりしているものの、両方からたらい回しになる可能性が予見される。認定個人情報保護団体の指針で両方を取り込んだ指針を作成し、認定個人情報保護団体がきちんと質問に答えられるようにするとともに、質問に答えられない場合には委員会及び総務省に適切にエスカレーションできる体制を整えてくれないことには、事業者は相当困ってしまうと思う。さらに、匿名加工情報の加工方法については指針で定めてください、というのが繰り返し国会の答弁でも出ているわけであり、そうすると少な

くとも電気通信事業ガイドラインと一般ガイドラインを含んで質問に答えられるような認定個人情報保護団体、かつ認定個人情報保護団体の指針が存在しないと、まず間違いなく困ってしまうと予想される。これは今後事業者や関係団体にヒアリングしないとわからないかもしれないが、そういうものができたほうがいいだろうと思っている。結局、各々が問い合わせて、各々で違うことを聞いて混乱する等を防ぐために、一般ガイドラインと電気通信ガイドラインを含んだ個人情報保護指針のしっかりしたものができるといいと思う。

#### 【宋戸主査代理】

・位置情報について、例えばプラポリ等をきちんと作るべしというようなことを、電気通信事業者個人情報保護ガイドラインに書くことは非常に良いことだと思う。ただし、電気通信事業者であれば、電気通信事業法という裏打ちがあって、個人情報保護法と両方で何らかの形で規律を課していくことができるが、電気通信事業者でないアプリ作成者に対してどういったエンフォースをかけるのかは問題である。個人情報保護法の規律に反する部分があるのであれば、個人情報保護委員会にエンフォースしてもらうことになり、例えば総務省から委員会に対して権限発動を求めるというようなことでひとまず対応できると考える。しかし、その先となると、個人情報保護委員会に必ずしも権限があるわけでもなければ、例えば課徴金のような柔軟なエンフォースの手段を委員会が持っているというわけでもないというのが現状である。このように整理していくと、全体としてはやはり自主規制に寄っていくことになるのだろうが、委員会や総務省もこれに協力していくことが重要と思う。その意味で、小林構成員のご発表にもあったとおり、(マルチステークホルダープロセスにおいて) 司会進行をNTIAがやって、FTCが関わっていたというのは大変興味深く、非常に参考になるのではないかと思う。電気通信事業分野ガイドラインに何らかのリンクを位置情報について張るということはできると思うが、他方でそれが厳密な意味での規律を、エンフォースを背後に置いているかのように書いてしまうのも、それはそれで越権であるため、非常に慎重な書きぶりで、かつ、意味のある形で書くことをご検討いただきたい。

#### 【新美主査】

・2つの根拠法令があるときに、どうやって整合性を持たせるかというのは非常に重要な問題なので、それをもとにして視野に入れるならば、自主規制・行動プラクティスをどう

いう形でちゃんとエンフォースできるかという方向で議論していかなければいけないと思う。

(以上)